の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、当該措置の実施に協力するよう勧告することができることとした。（第一六条の二第一項及び第二項関係）

㈡　厚生労働大臣及び都道府県知事は、㈠の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第一六条の二第三項関係）

6　都道府県知事による入院調整の実施

都道府県知事は、一類感染症（第二六条において準用する場合にあっては二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症）又は新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、入院の措置等その他の事項に関する総合調整を行うこととした。（第二二条の三及び第四八条の三関係）

7　新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者に係る入院措置の見直し

㈠　入院の措置等の対象となる者について、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者にあっては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であって８の㈡の協力の求めに応じないものに限ることとした。（第二六条第二項及び第四六条第一項関係）

㈡　都道府県又は保健所設置市等は、入院患者が８の㈡の協力の求めに応じない者であるときは、第三七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による入院患者の医療に要する費用に係る負担の全部又は一部をすることを要しないこととした。（第三七条第三項関係）

㈢　入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき又は入院の措置を実施される者（入院に係る通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは五〇万円以下の過料に処することとした。（第八〇条関係）

8　宿泊療養及び自宅療養の法的位置付け

㈠　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第四四条の三第一項及び第五〇条の二第一項関係）

㈡　都道府県知事は、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間又は当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。㈤並びに三の２の㈠及び㈣において同じ。）若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第四四条の三第二項及び第五〇条の二第二項関係）

㈢　㈠又は㈡の報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、㈠又は㈡の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととした。（第四四条の三第三項及び第五〇条の二第三項関係）

㈣　都道府県知事は、㈠又は㈡の協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならないこととした。（第四四条の三第六項及び第五〇条の二第四項関係）

㈤　都道府県知事は、㈡の協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととした。（第四四条の三第七項及び第五〇条の二第四項関係）

国による感染症及び病原体等に関する調査、研究等の推進

9

㈠　国は、積極的疫学調査の結果その他のこの法律に基づく調査、届出その他の行為により保有することとなった情報を活用しつつ、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進し、当該調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供することとした。（第五六条の三九第一項及び第二項関係）

㈡　厚生労働大臣は、㈠に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができることとした。（第五六条の三九第三項関係）

10　厚生労働大臣が指示を行うことができる範囲の拡大

㈠　厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事が第八章の規定に違反し、若しくは第八章の規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができることとした。（第五一条の二第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に関し必要な指示をすることができることとした。（第六三条の二第二項関係）

三　検疫法の一部改正関係

1　新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者の法的位置付け

新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について、患者とみなして検疫法の規定を適用することとした。（第二条の二第三項関係）

2　宿泊療養及び自宅療養の法的位置付け

㈠　検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該感